

根室市生活支援体制整備事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第5号に掲げる事業（以下「生活支援体制整備事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、根室市とする。ただし、市長は事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができる。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 生活支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の配置

コーディネーターを配置し、地域資源の把握と開発、活動の創出支援、担い手の養成を行う。

(2) 協議体の設置

コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、協議体を設置する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、生活支援体制整備事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。